第1表の付表4(平成21年4月分以降用)

人格のない社団又は財団に課される相続税額の計算明細書

						被相続			
この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者又は管理者の 定めのある人格のない社団又は財団が遺贈により取得した財産に係る相 続税の申告書を提出する場合に作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。						人格のない社団 又は財団の名称 (法人整理番号) (,
1 3	遺贈により取	2得した財産	の明細等		-	(法八登理律	3万)	1 ()
		11,3 0 12,3,2				数量	単	価	
番号	種 類	細目	利用区分、 銘 柄 等	所 在 場	所 等	固定資産税 評 価 額	倍	数	価 額
1									円
2									
3									
4									
5									
				 たるの財産の価額が法人税法の規定により事業年度の 真入される財産については、番号を○で囲んでください。			合 計 額		1
	記に記載した 産の価額の合		のうち法人税法の	の規定により事業年度	の所得金額の計	算上益金の額	に算入	、され	② 円
2	相続税額から	5控除する法	人税等に相当る	する額の計算					
③ ii	相続税額から 法人税法の規定 算入される遺贈 その価額の合計	こにより益金の 自により取得し	額 4 3の価額 た 割の額	する額の計算 頃に基づく事業税の所得	⑤ ③の価額に 税の額	基づく地方法/	人特別	⑥ 쪞	期控除事業税等相当額(④+⑤)
③ ii	法人税法の規定 算入される遺贈	こにより益金の 自により取得し	額 4 3の価額 た 割の額			基づく地方法ノ	人特別円	⑥ 翌	期控除事業税等相当額(④+⑤)
③ 泊に算財商⑦ 泊	法人税法の規定 算入される遺贈	により益金の 首により取得し 額(②欄の金名 を税等の額の基	額 ① ③の価額 た 割の額 頁)	原に基づく事業税の所得			円		
③ 泊に算財商⑦ 泊	去人税法の規定 章入される遺贈 その価額の合計 去人税及び事業	により益金の 首により取得し 額(②欄の金名 を税等の額の基	額 ① ③の価額 た 割の額 頁)	に基づく事業税の所得 円	税の額		円	10 7	円
③ 注 に算 財商 ⑦ 注 なる	去人税法の規定 章入される遺贈 その価額の合計 去人税及び事業	きにより益金の負により取得し額(②欄の金名 を税等の額の基	額 ④ ③の価額 割の額 門 円	に基づく事業税の所得 円 に基づく法人税の額 円 に基づく市町村民税の	税の額	基づく事業税の相当する額(領	円 9所得 円	10 7	円の価額に基づく地方法人特別税の
③ 注 に算 財商 ⑦ 注 なる	去人税法の規定 算入される遺贈 差の価額の合計 去人税及び事業 去価額(3-6)	きにより益金の負により取得し額(②欄の金名 を税等の額の基	額 ④ ③の価額 制の額 刊 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	に基づく事業税の所得 円 に基づく法人税の額 円 に基づく市町村民税の	税の額 ⑨ ⑦の価額に割の額③ 法人税等に	基づく事業税の相当する額(領	円 9所得 円	10 7	円の価額に基づく地方法人特別税の
③ ic f f f f f f f f f f f f f f f f f f	法人税法の規定 算入される遺贈 近の価額の合計 法人税及び事業 ら価額(③-⑥) 影の金額に基づ 、税割の額	とにより益金の自により取得し額(②欄の金名を税等の額の基))	額 ① ③の価額 制の額 円 にと ⑧ ⑦の価額 円	に基づく事業税の所得 円 に基づく法人税の額 円 に基づく市町村民税の 額	税の額 (9) ⑦の価額に割の額 (3) 法人税等に +(0)+(1)+(2)	基づく事業税の相当する額(領	円 2)所得 円 円 8)+(9)	10 7	円の価額に基づく地方法人特別税の
③ ic に	法人税法の規定 算入される遺贈 性の価額の合計 法人税及び事業 は価額(③一⑥) 動の金額に基づ 税割の額 相続税額から 目続税の差引税 第1表又は第1	により益金の 自により取得し 額(②欄の金名 税等の額の基 う がく道府県民税 ら控除する法 を額(相続税申	額 ① ③の価額 た 割の額 則 円 にと ⑧ ⑦の価額 円 の ② ⑧の金額 法人税割の 円	に基づく事業税の所得 円 に基づく法人税の額 円 頃に基づく市町村民税の 額	税の額 (9) ⑦の価額に割の額 (3) 法人税等に +(0)+(1)+(2)	基づく事業税の相当する額(③	円 2)所得 円 円 8)+(9)	① ⑦額② 限	円の価額に基づく地方法人特別税の
③ 注 に り が な る る る る る る る る る る る る る る る る る る	法人税法の規定 算入される遺贈 性の価額の合計 法人税及び事業 は価額(③一⑥) 動の金額に基づ 税割の額 相続税額から 目続税の差引税 第1表又は第1	により益金の自により取得し額(②欄の金名を税等の額の基を税等の額の基を税等の額の基金を提供する法と、 (相続税 は 表 (続) の ②	額 ① ③の価額 た 割の額 門 円 8 ⑦の価額 円 の ② 8 の金額 法人税割の 円	に基づく事業税の所得 円に基づく法人税の額 円 に基づく市町村民税の額 円 する額の限度額の計 の規定により益金の額 る遺贈により取得した	税の額 ⑨ ⑦の価額に割の額 ③ 法人税等に+⑩+⑪+⑫) 算 ⑥ 法人税等に	基づく事業税の相当する額(③	円 2)所得 円 円 8)+(9)	① ⑦額② 限	円の価額に基づく地方法人特別税の 円 度額(⑤の金額と⑥の金額とのう
③ 注 に類面 で なる ・ は ・ なる ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ ・ は ・ ・ は ・ ・ は ・ ・ は ・ ・ も ・ も ・ も ・ も ・ も ・ も ・ も ・ も ・ も ・	法人税法の規定 算入される遺贈 をの価額の合計 を人税及び事業 も価額(③一⑥) 多の金額に基づ ・税割の額 相続税額から 目続税の差引税 第1表又は第1 頁)	により益金の 自により取得し 額(②欄の金名 表税等の額の基 が が が が が が が が が が が が が	額 ① ③の価額 た 割の額 円	に基づく事業税の所得 円に基づく法人税の額 円 値に基づく市町村民税の額 円 する額の限度額の計 の規定により益金の額 る遺贈により益金の額 よる差引税額(⑭×②	税の額 ⑨ ⑦の価額に割の額 ③ 法人税等に+⑩+⑪+⑫) 算 ⑥ 法人税等に	基づく事業税の相当する額(③	円 り所得 円 8+® 円	① ⑦額② 限	円の価額に基づく地方法人特別税の 円 度額(⑤の金額と⑥の金額とのう ずれか少ない方の金額)
3 注 に財 で なる ① 法 3 本 第 金 名	は人税法の規定 (ま人税法の規定 (また) (また) (また) (また) (また) (また) (また) (また)	により益金の自により取得し額(②欄の金名を税等の額の基を税等の額の基を税等の額の基金を提供を表し、 がく道府県民税を担続税申し、 (納付すべき と額(相続税申し、 (納付すべき)	額 (4) (3) の価額 (2) 割の額 (3) の価額 (4) 割の額 (4) 割の額 (4) 円 (5) (8) ⑦の価額 (7) の (6) (8) の (6) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	に基づく事業税の所得 円に基づく法人税の額 円 値に基づく市町村民税の額 円 する額の限度額の計 の規定により益金の額 る遺贈により益金の額 よる差引税額(⑭×②	税の額 (9) ⑦の価額に割の額 (3) 法人税等に +(10)+(11)+(12) (13) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	基づく事業税の相当する額(③	円 7)所得 円 8)+® 円	① ⑦額② 複() ない(注)	円の価額に基づく地方法人特別税の 円 度額(⑤の金額と⑥の金額とのう ずれか少ない方の金額)

第1表の付表4 (平22.4)

書きかた等

この明細書は、相続税法第 66 条第 1項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団(以下「人格のない社団等」といいます。)が遺贈により取得した財産に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

- 1 「人格のない社団又は財団の名称」欄には、遺贈により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入してください。
- 2 「1 遺贈により取得した財産の明細等」の「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「価額」欄は、相続税申告書第11表に準じて記入してください。

なお、遺贈により取得した財産のうちに、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の 事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。

- 3 「2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算」は、相続税額から控除する法人税、事業税 等の額を次により計算して記入してください。
 - (1) 「④」及び「⑤」欄には、「③」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。
 - (2) 「⑧」並びに「⑨」及び「⑩」欄には、「⑦」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」並びに地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。
 - (3) 「⑪」及び「⑫」の欄には、「⑧」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。
- 4 「3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、相続税額から控除する法人 税等に相当する額の限度額を計算します。
- 5 「4 申告納税額(納付すべき税額)の計算」では、申告納税額(納付すべき税額)を計算します。 「②|欄の金額を人格のない社団等の相続税申告書第1表又は第1表(続)の「②|欄に転記します。